## 

青森県理容師法	施行細則
新	III
(理容所の開設者の地位の承継の届出書) 第四条 省令第二十条の二第一項に規定する届出書は、第六号様式による。 2 省令第二十二条第一項に規定する届出書は、第八号様式による。 4 省令第二十二条の二第一項に規定する届出書は、第九号様式による。	(理容所の開設者の地位の承継の届出書) (新設) 第四条 省令第二十一条第一項に規定する届出書は、第六号様式による。 2 省令第二十二条第一項に規定する届出書は、第七号様式による。 3 省令第二十二条の二第一項に規定する届出書は、第八号様式による。

					親	Ť												旧			
医1号数	美式 (筆 2	冬朗係)											第1号	様式	(第2条	関係)					
第1号様式(第2条関係) 理容所開設届出書・理容所検査申請書 年 月 日 青森県知事 殿								理容所	開設届出	書・理	容所検査										
								名	Ξ	月	日			± +.5	3 6 <del></del>	<b>E</b> 0.				年	月 日
Ť	<b>青森県知事</b>	殿					_			_				有辮児	料事	殿				()±1)-1	あつては、主门
					開記	者 住	所 │ ;	法人にあ たる事務	つては	i、主 i在地								開設	者 住所	たる事務	%所の所在地
							(		.,,		,								氏名	(法人に)	あつては、名)
							<u> </u>	· - · - ·			)									し称及び1	代表者の氏名
						氏	名	法人にあ 称及び代	うつては 法表者の	、名   )氏名			下記 類を添	のとおえて届	5り、理 品け出ま	容所を開設し	ったいの 同法第	で、理容 1 1 条 $\sigma$	師法第1	1条第1項の	の規定により関係? 所の検査を申請し?
											,		Ŧ. ~	, , ,	4.7 14 04	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1 112012	記	2 · 7 / 7 / 2 / 2		NO INEC THIS O
下記0	りとおり、	理容所を開設	としたい	1ので、	理容節	5法第1	1条第	1項の	見定によ	より関係	系書類		F					āLi			
添えて	届け出ま	す。併せて、	同法第	11条		規定に。	よる理?	学所の検	査を申請	青します	₹.		理容	所卜	名 称						
	St Sh				記										所在地			2.0			
理容所													開設	予定	年月日			年	月 日		——————————————————————————————————————
	所在地																				譲り受けた理容業の以下の 事項に変更が ありません
管理	住 所																				争項に変更かありません。
理容師			•										管_	二 —	住 所						
		-									_		理容	間	氏 名						
	の構造及													ر بر برد	N+ 14 ++						
ひ設備	の概要												び設	備の種	構造及 概要						
従	壬 名	登録番号	摘要	理容	師につ	 き、結	该、皮.	膚疾患そ	の他厚	[生労働	办大		1		1000	Tantana aranggan		CIM ata 63	:1+ **		7.
Ľ	. 4	立刻由力	10135	臣の!	指定する	5伝染性	上疾病が	がある場合	合は、そ	- の旨			従	氏	名	登録番号	摘要	信 福覧 性疾病	生労働大臣 がある場合	核、皮膚疾患が の指定する伝統 よ、その旨	* )
													INC [								
$\vdash$		-									$\dashv$										
業																					
													業								
$\vdash$																					
者													者							·	
19						-					-					New York Control of the Control of t					
開設予	定年月日				年	月	Ħ						同一 所の	の場所 名称	折で現に	開設してい もしようとし 年月日	る美容				
	相武太祖	開設している	る美容所		-				-				同一 美容	の場所	所で開設 開設予定	けようとし 年月日	ている		年	月 日	
 同一の	場所で現れ														V. 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10	A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH					

旧

## 添付書類 1 理容所の平面図

- 2 理容師についての結核、皮膚疾患等の疾病の有無に関する医師の診断書
- 3 理容師法第11条の4第1項に規定する理容所の開設の届出をする場合 にあつては、管理理容師が同条第2項の規定に該当する者であることを証 明する書類
- 4 日本の国籍を有しない者が開設の届出をする場合にあつては、住民票の 写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに 限る。)

## 備考 1 「管理理容師」の欄は、理容師法第11条の4第1項に規定する理容所を開 設する場合に記入すること。

- 2 「同一の場所で現に開設している美容所の名称」の欄は、開設しようとする 理容所と同一の場所で現に開設している美容所がある場合に記入すること。
- 3 「同一の場所で開設しようとしている美容所の開設予定年月日」の欄は、開設しようとする理容所と同一の場所で開設しようとしている美容所がある場合 (美容師法第11条第1項の届出をしている場合又は当該届出を当該理容所の開設の届出と同時にする場合に限る。)に記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

## 添付書類

- 1 理容所の平面図。ただし、理容業を譲り受けた者が当該理容業に係るこの書類を提出する場合であって既に知事に提出されている当該平面図の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。
- 2 理容師についての結核、皮膚疾患等の疾病の有無に関する医師の診断書。ただし、理容業を譲り受けた者が当該理容業に係るこの書類を提出する場合であって既に知事への届出がされている理容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に変更がないときは、当該理容師に係る診断書の添付を省略することができる。
- 3 理容師法第11条の4第1項に規定する理容所の開設の届出をする場合にあつては、管理理容師が同条第2項の規定に該当する者であることを証明する書類。ただし、理容業を譲り受けた者が当該理容業に係るこの書類を提出する場合であつて既に知事への届出がされている管理理容師の住所及び氏名に変更がないときは、その添付を省略することができる。
- 4 理容業を譲り受けた者が当該理容業に係るこの書類を提出する場合 (「理容業の譲渡」欄に譲渡人が署名した場合を除く。)にあつては、当 該理容業を譲り受けたことを証明する書類
- 5 日本の国籍を有しない者が開設の届出をする場合にあっては、住民票の 写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに 限る。)
- 備考 1 次に掲げる欄の記載は、理容業を譲り受けた者が当該理容業に係るこの書類 を提出する場合であつて既に知事に提出されている理容所開設届出書・理容所 検査申請書の記載事項に変更がないときは、□にレ印を記入することをもつて 足りる。
  - 管理理容師
  - 2) 理容所の構造及び設備の概要
  - 3 従業者
  - 4) 同一の場所で現に開設している美容所の名称
  - [5] 同一の場所で開設しようとしている美容所の開設予定年月日
  - 2 「管理理容師」の欄は、理容師法第11条の4第1項に規定する理容所を開 設する場合に記入すること。
  - 3 「同一の場所で現に開設している美容所の名称」の欄は、開設しようとする 理容所と同一の場所で現に開設している美容所がある場合に記入すること。
  - 4 「同一の場所で開設しようとしている美容所の開設予定年月日」の欄は、開 ■設しようとする理容所と同一の場所で開設しようとしている美容所がある場合 (美容師法第11条第1項の届出をしている場合又は当該届出を当該理容所の 開設の届出と同時にする場合に限る。)に記入すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

		新					旧			
第7号様式(第4条		承 継 届 出 書	第6号	様式(第	4条関係)	理容所	承継届	出書		
		年 月 日							年	月日
青森県知事	殷		11	青森県気	印事 殷					
		住所(電話番号)					(1	住所電話番号)		
		ふりがな 氏 名 年 月 日生						ふりがな 氏 名	年	月日生
		被相続人との続柄						被相続人。	との統柄	
	より関係書類を添えて届	記			定により関係書	類を添えて届	け出ます。			
	より関係書類を添えて雇 名	1000		2項の規氏	定により関係書名	類を添えて届	100			
Ĭ.		1000	被相続人			類を添えて届	100			
被相続 氏	名所	1000	被相続人	氏	名所	類を添えて届	100	В		
被相続人 住 相続開始の年月 理	名所	記	被相統人	氏住	名所		<b>33</b>	Ħ		
被相続 住 相続開始の年月	名 所 ]日 年	記	被相続人	氏 住 続開始の 名	名 所 0年月日		<b>33</b>	1001	話番号)	
被相続人 住 相続開始の年月 理	名 所 IT 年 称	月日	被相続人相理容	氏 住 続開始の 名	名 所 0年月日		<b>33</b>	1001	(話番号)	

		新								旧					_
第8号様式(第4多		所承継届出書	*		第7号	様式(第4条	男保)	理	容 所	承継	届出	書			
			年 月	Ħ									年	月	
肯森県知事	殿					青森県知事		殿							
		主たる事 所 在									主たるで				
		(電話番号) ふりがな									(電話番号				
		名 称 代表者の!	氏名								名 称 代表者の				
	り、合併により理容所 こより関係書類を添え	所の開設者の地位を承継し て届け出ます。 記	<b>ンたので、理容師法第</b>	<b>第11条の3</b>		下記のとお 2項の規定に						<b>をしたの</b>	で、理容	師法第	1
		て届け出ます。	<b>ンたので、理容師法</b> 第	<b>第11条の3</b>				係書類		届け出まっ		<b>を</b> したの	で、理容	師法第	1
第2項の規定	こより関係書類を添え 名 称 主たる事務所	て届け出ます。	<b>ンたので、理容師法</b> 第	<b>第11条の3</b>	第 合		名主たる	保書類 (事務)	を添えて	届け出まっ		を したの	で、理容	師法第	1
第2項の規定に合併により	こより関係書類を添え 名 称 主たる事務所	て届け出ます。	<b>、たので、理容師法第</b>	<b>第11条の3</b>	第 合	52項の規定に 併 に よ り	名主たるの所で	保書類 (事務)	を添えて	届け出まっ		<b>を</b> したの	で、理容	師法第	1
第2項の規定に 合併により 消滅した法人	名 称 主たる事務所 の所在地	て届け出ます。	上たので、理容師法第	<b>第11条の3</b>	合消	52項の規定に 併 に よ り	名主たその所名代表を	係書類 多事務所 田地 者の氏々	を添えて	届け出まっ		目		師法第	1
第2項の規定 合併により 消滅した法人 合 併 の 理 名	名 称 主たる事務所 の所在地 代表者の氏名	記		511条の3	合消: 合理	2項の規定に 併により 供の 供の	名主たその所名代表を	保書類 事務所 主地 者の氏々	を添えて	記	<b>∮</b> °			師法第	
第2項の規定に 合併により 消滅した法人	名 称 主たる事務所 の所在地 代表者の氏名 年 月 日	・ に に 年 月		511条の3	合消活	2項の規定に 併により 供した法人	名主たその所名代表を	保書類 多事務所 者の氏名	を添えて	記	<b>∮</b> °			師法第	

		新						旧					
第9号様式(第4分		所 承 継 届 出 <b>書</b>	第	8号梯	式(第4条	関係)	理 容	所 承 継	届出	書			
		年 月	Ħ								年	月	F
青森県知事	殿			8	青森県知事	A	ŧ						
		主たる事務所の 所 在 地							主たる。				
		(電話番号) ふりがな							(電話番号)				
		名 称 代表者の氏名							名 称 代表者の	0氏名			
	り、分割により理容所 こより関係書類を添え	の開設者の地位を承継したので、理容師法第 て届け出ます。 記	511条の3					所の開設者の たて届け出ま・ 記		したので	、理容	師法第	11
		て届け出ます。	511条の3					たて届け出ま		したので	2、理容	師法第	11
	こより関係書類を添え	て届け出ます。	511条の3	第:		こより関係	書類を添え 称	たて届け出ま		をしたので	2、理容	師法第	11
第2項の規定に	名 称 主たる事務所	て届け出ます。	511条の3	第:	2項の規定に	名主たる	書類を添え 称 移所	たて届け出ま		としたので	理容	師法第	11
第2項の規定に 分割前の法人	名 称 主たる事務所 の所在地	て届け出ます。	511条の3	分#	2項の規定に	名 主たる (代表者の	書類を添え 称 等務所 也	たて届け出ま			、理容	師法第	11
第2項の規定に 分割前の法人 分割前の法人	名 称 主たる事務所 の所在地 代表者の氏名	で届け出ます。 記	511条の3	分 理	2項の規定に 利前の法人	名 主たる (代表者の	書類を添え 称 等務所 也	えて届け出ま 記	<b>∮</b> .		、理容	師法第	11
第2項の規定に 分割前の法人 分割前の法人	名 称 主たる事務所 の所在地 代表者の氏名 年 月 日	で届け出ます。 記	511条の3	第2 分 理 容	2項の規定(利前の法人	名 主たる (代表者の	書類を添え 称 事務所 り氏名	えて届け出ま 記	<b>∮</b> .		650060000000000000000000000000000000000	師法第	11